

# 建設業の事業主のみなさま

建設業に適用される労働保険は3種類あるのをご存じですか？

① 建設工事現場での 労災保険 (いわゆる現場労災)		② 建設工事現場以外の資材 置場や倉庫での労災保険 (いわゆる事務所労災)		③ 雇用保険	
加入義務	元請事業場の事業主	加入義務	元請事業場・下請事業場に <b>関係なく</b> 、従事する労働者がいる事業主	加入義務	元請事業場・下請事業場に関係なく、該当する雇用保険資格者（1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込がある場合）を雇用する事業主
給付概要	建設工事現場の労働者が、業務中や通勤途上に被災した場合	給付概要	会社事務所や作業場など建設工事現場以外において業務を行う労働者が、業務中や通勤途上に被災した場合	給付概要	労働者が失業した場合や、雇用の安定を図るための各種給付金や助成金



島根労働局公式キャラクター  
しじろー

会社事務所や作業場において被災した場合、現場労災では補償ができない可能性があります。この場合、未手続中の災害として取り扱われ、給付額の全部又は一部を事業主に負担いただく、**費用徴収**を行う場合があります。

建設工事現場以外の、資材置場や倉庫における片づけ、整理作業等を行うことがある

ある

「事務所労災」の保険関係の成立手続が必要です

今はない

該当する作業が発生した時から10日以内に「事務所労災」の保険関係の成立手続が必要となります

ご不明な点につきましては、成立手続に関することは島根労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署まで、労災保険の給付に関することは島根労働局労災補償課または最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください

厚生労働省

島根労働局



(R7.1)